

丹波篠山市立地域コミュニティ活性化施設の指定管理候補者の選定について

丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設の指定管理者候補者について、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

今後、地方自治法の規定に基づき丹波篠山市議会での議決を得て、市長が指定する予定です。

記

1 選定した指定管理候補者

施設名	団体の名称	住所	代表者名	指定管理料 予定額(年間)
丹波篠山市雲部 地域コミュニティ 活性化施設	合同会社 里山工房くもべ	丹波篠山市 西本荘2番 地1	代表社員 丸井 一正	5,220,000円
丹波篠山市福住 地域コミュニティ 活性化施設	NPO法人 SHUKUBA	丹波篠山市 福住342 番地	理事長 佐々木 幹夫	5,980,000円
丹波篠山市大芋 地域コミュニティ 活性化施設	一般社団法人 おくも村	丹波篠山市 中500番 地	代表理事 勝木 誠	6,699,000円

2 指定管理期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 指定管理候補者の選定

丹波篠山市地域コミュニティ活性化施設に係る申請書類及び提案内容を総合的に審査し、指定管理候補者として選定しました。

4 特定指定する理由

当該3施設は、地域住民にとって身近な施設であるとともに、地域主体で活用することを決定し、それぞれ特徴を生かした地域活性化の拠点施設として活用しています。

また、令和2年4月1日から指定管理者として指定しており、地域活性化のため、設置目的に即し適正な施設管理が出来ていることから、丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、特定指定します。